

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布され、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法が改正されたことに伴い、関連する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する手続き規定の追加（様式の追加を含む。）

従前より建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができるとされていたが様式の規定がなかった。建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象に住宅が加わることにあわせ、軽微な変更に関する手続きを明確化するため、軽微な変更に関する書面の交付に係る規定を追加し、新たに様式を定める。

- (2) 様式中の押印欄の廃止

建築物エネルギー消費性能適合性判定における適合判定通知書等、建築関係法令に規定する処分通知について、押印が不要となることから、規則で規定する処分通知についても様式中の押印欄を廃止する。（第 2 号様式、第 3 号様式）

- (3) その他の改正

法改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行う。（第 1 条～第 10 条、第 12 条、様式関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（2（3）の一部規定については公布の日）